

厚生常任委員会

平成13年6月15日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎喜多 郁子 ○村中 政昭 里川 宜志子
西谷 剛周 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	浦口 隆
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	川端 伸和
同課長補佐	西川 肇		
住民課長	阪野 輝男	同 係 長	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

(開会 午前9時00分)

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長

(町長挨拶)

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、村中委員、里川委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、6月議会付託議案についてであります、(1)承認第4号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

(議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員

今年の1月から医療費の改定がありましたが、それが12年度分に含まれているわけなんです、その状況が特別会計の中でどういう形で影響が出てきているのかお聞きしたいと思う。

健康推進
課長

平成13年1月から実施されました老健の原則1割となった算定の影響があったのかどうかという質問ですが、この件については、1月にしましては件数的に若干減少した傾向がございますが、2月につきましては12月の件数よりも若干近づいたということで、多少単価が

多くなったということがございますが、さほど大きな影響はなかったというように考えております。

里川委員 今新聞紙上でも財政構造改革の中では医療分野もこれからさらに改革される見込みとなっていると思います。それについては2002年実施なのかというところの見方がされていると思うのですが、担当としても今後これらのことにつきましても出来るだけ先取りをする中で住民の方たち、特に高齢者の方たちが医療に関して、受診抑制などが起こらないように、担当課として気を付けていただきたいということを要望しておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしき)

委員長 異議なしと認めます。よって承認第4号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。続いて、(2)承認第5号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって承認第5号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 現在社協周辺で用地の交渉をさせていただいておりますが、前回委員会以後の進展等についてはございません。引き続き交渉に当たっていき、進展等がございましたらご報告させていただき、ご意見を伺っていきたいと思っております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

続いて、その他審査事項といたしまして（1）議案第22号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 (福祉課所管にかかる補正予算の説明)

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 今後の見通しなのですが、福祉基金の総額が補正されたわけですが、今後この福祉基金についての使い方考え方どのような見通しをされているのかお聞きしたいと思います。

福祉課長 現在福祉基金ということで受け入れさせて積み立てさせていただいておりますが、基金の運用について利息等がございますので、それについては運用させていただくということで、あと大きな福祉にかかります事業とかで必要になった場合は、この福祉基金を使って行くわけでございます。財源についてはどういう形で使っていくかということについては決まっておられません。

里川委員 基金について当面は基金から何かをするという計画は特にないというふうに理解しておいてよろしいですね。

町長 創設の目的は、国が金利が非常にいいときに福祉基金を積み立てて、その果実で運営していこうとことで、当初は8%位の金利があったわけですが。しかし今は0金利になりましたから、その点では厳しいと。基金そのものを取り崩すとかそういう問題ではなく、基金の果実で運営をしていこうということでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

議案第22号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するという事でございますか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、（２）報告第６号、斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （福祉課所管にかかる繰越明許費繰越計算書の説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

報告第６号、斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するという点でよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、報告事項といたしまして（１）福祉用具についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （資料１により説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

木田委員 福祉用具のサービスはこれを見たら充実しているように思うのですが、２級や３級という級を持っておられない４級以下の人については、それらを受けられないということもありますけれど、それについてどれだけの差があるのか、判定される医者判断によって決まってくると思いますけれど、医者によって差というものが出てくる。その判断

というのは医者任せというか、それしか仕方がないということですか。

福祉課長 判定をしていただくお医者さんは、県の方で決められた医者ですので判定基準にそう差違はないと考えております。

それからこの身体障害者の級で判定無しに利用していただけるのが、まず介護保険のレンタルの方については使っていただけると、ただ介護保険の適用の中でどうしてもそういう級がないということで、必要があるというものについては、まず介護保険の適用の受けられないものについては、障害の方で受けていただくことが出来るという状況になっています。また、貸与については3か月以内でどういう方についても使っていただくということでございます。

里川委員 障害基礎年金をもらっておられる障害者の方でも、65歳以上の方であれば、いろんなサービスを受ける場合に、まずは介護保険という言葉方をなさったので、では介護保険の利用に当てはめていくのかどうか。いったら、介護保険に当てはめると利用料がいるわけですね。その障害基礎年金しかもらっておられない方からも利用料を取るという形、これまでだったら障害者施策の中で、そういう方についてはいろいろ交付給付できたものが、今度は貸与という形で介護保険になると利用料がかかってくるという状況、いわば障害を持った弱い立場の方で収入もない人にとっては非常に厳しい制度になってきているのではないかなと思うのですが、その辺の流れの中で斑鳩町の障害をお持ちの方などの状況、担当の方ではそういう障害者関係の方でも利用料が今までかからなかったものがかかってきたという状況に流れがなっているのかどうか。どの程度そういうことがあるのかということも掴んでいただきたいなと思っております。それについて担当の方のご認識を聞いておきたい。

それと、障害者の移動交通手段で高速券というものがあると思うのですが、この高速券についてはどのように出しておられるのか解らないので教えてほしいと思います。

福祉課長　　まず、障害者の方が障害福祉の方でなく介護保険を使うと料金が高くなったということがございますけれど、介護保険で使っていただく場合には利用制限、障害福祉の方では必ず指定医の判定が必要であるということでもありますので、車椅子を使って移動したりということをされますと、介護保険適用の方については、まず介護保険を使っているということ、福祉用具についてはレンタルということになるかと思っておりますけれども、特殊寝台でありますとかそういうものについては介護保険の適用が受けられないものについては、身体障害者の障害福祉の方をご利用していただくということで、確かにおっしゃるように障害福祉の方を使っていただきますと、一部負担についてはその方の個々の所得の状況によって明らかになるということもございますけれども、こういう状況で町への苦情は特段聞いておらないという状況です。

それから高速券のことですが、これにつきましては障害者手帳をお持ちの方で、本人また同乗していただいている方が自ら運転していただく場合について、割引証の交付を役場の方でさせていただいているということがございます。

割引証は通常券の5割引きということになっております。

里川委員　　この割引券はその方に対しての制限というものはあるのか。年度内でもリピート出きるのでしょうか。

委員長　　暫時休憩します。（午前9時35分）

委員長　　再開いたします。（午前9時38分）

今の答弁については後でいただくことにします。

そのほかありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

次に（２）インフルエンザ予防接種についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長 インフルエンザの予防接種のワクチンの確保という形で、各医療機関に申し込み制度を取らせていただいております。７月ということで時期が少し早いという意見をいただいておりますが、そういったワクチンを確保することにつきまして７月に周知を図っていききたいと、また１０月か１１月に忘れた方がないかということで広報等でお知らせさせていただくという体制で取り組んでいきたいと考えております。

そして高齢者がインフルエンザに罹患した場合の肺炎の併発、また死亡につながっていくということで、大変社会問題にもなった経緯がございます。そういったことで高齢者を対象といたしまして、インフルエンザ予防推進を促進していくということで、斑鳩町ではすでに７０才以上の高齢者を対象に町単独事業として無料で実施しているところでございます。そういったことを踏まえまして、平成１３年度につきましては、６５歳以上ということで５才年齢を引き下げて高齢者に対してインフルエンザの予防接種事業を行っていききたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については説明を受け、了承をしたということで終わります。

先ほどの里川委員の答弁をお願いします。

福祉課長 障害者の方の通行料金の割引証の交付申請についてであります。まず自動車の所有者であります。原則として障害者本人または障害者の方と生計を密にしている方であるということが、前提であります。

ただし介護者の運転ということで、割引を受けていただく障害者の方につきましては、本人と生計を同一にさせていただいている方が自動車を所有しておらないそういう場合につきましてはその障害者の方を継続して日常的に介護していただく方の所有する車、これが限定されるということでもあります。それから一人あたりの割引証の交付申請につきましては1回について原則として60枚以内で年間720枚以内で使っていただく。ただし通勤や通学、通院等のために日常生活で有料道路をどうしても使用する必要があるという場合につきましては1回の申請で180枚以内ということで、複数の有料道路を利用させていただく場合につきましては、1回の往復について4枚以上の割引証がいる場合につきましては、一人あたりの割引証については交付枚数が変わってくるということがございます。この中で1日1回の往復について割引証がどうしても4枚いるという方につきましては、1回の申請で360枚以内、年間1440枚以内ということです。それ以上に必要な場合についてはそれに応じて枚数が増えていくということでもあります。

委員長 続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

西谷委員 ごみ袋が有料化になって、結構住民からいろんな意見をいただきます。出来て1年も経たないわけですが、有料化という中で、住民に混乱を与えている。有料化ということでごみ処理費用については住民に負担してもらいますと、こういう意見については私賛同していますのでいいのですが、ただ住民の話を聞くと、周辺の町村の話を聞くと、斑鳩町の場合だけ有料で他は無料であるということの中では、なかなかごみ袋に対する料金やということで理解されても値段が高いという部分がある。値段が高いのはなぜかといったら、やはり当初の有料化に向けて試行段階で、100枚までは無料、それ以降については1枚20円という、その認識が住民の方にありますから、それが一気に4

5円ということになると、なぜ倍以上に高くなるのかというのが私がよく聞く話です。

そこで、住民の中にはまだまだ45円も単に袋代みたいな感覚で捉えている方もおられます。それはスーパーで普通のビニールのごみ袋を買った方がやすいのに、なぜ町の袋は高いんやということの中で、説明をするとある程度されるのですが、そういう中ではまだまだ行政が住民に対してごみ負担についてのPRが非常に不足しているのではないかと思う。そこで具体的に有料化ということで、住民にその一部を負担してもらおうとすることでしているのだったら、私は値段を下げてでも有料化にし、住民が努力すればそれなりの節約ができると、たとえば公共施設やスーパーヘトレイやペットボトルの回収の受け皿があるのですから、そういうふうに努力した方はそれなりの節約が出来るというシステムが是非とも必要ではないかと思うのですが、この件についての考え方をお聞きしたいと思う。

町 長

これは当初平成5年でしたか、ごみ袋の関係等について炉を傷めるということの中で、そういうものについて町としてはごみ袋を指定していこうということで踏み切ってきました。

それとまず第一の問題は、ごみ袋が高い安いの問題よりもごみを出さないということ、ごみ袋を出来るだけ節約すると、ごみの量を減らしていこうということからこの思想が出てくる。どこの自治体でも地球環境を守るといふ、日本あるいは世界の共通ですから。

自治会でずっと環境問題説明かとかで担当から聞かせていただいたら、やっぱりいろんなご意見があります。ごみを減らそうと積極的に取り組んでいる自治会がございますし、先進的にやられる自治会もあります。それは西谷委員がおっしゃいますように、ごみ袋45円が高い安いという問題よりも、私はごみの量を減らしていくことが第1であって、それと45円の中身を考えますと、やっぱりこれから焼却場の関係の周辺対策もありますでしょうし、あるいは生ごみをどうしていくか、私はごみの中では一番生ごみが関係ある。いずれ生ごみは燃

えるごみと分別が必ずなつてこようかと思ひます。それをステーション方式にしていくのか、どういふ形にしていくのか、どこかでそういう生ごみの基地を設けてそれをリサイクルするの、そういうことを考へてこようかと思ひます。それらを踏まえる中で具体的に町がやらせていただいた中で、まず今年は空缶鳥の空き缶を更新する、あるいは家から出たアルミ缶などを持ってこられたら、シールを貼って共通商品券をやるとかという制度を導入いたしましたし、あるいは給食の生ごみの関係につきましては、各小中学校に4台総額800万円ほどになっているわけですけれども、そういうものに使わせていただくと。私は来年度は来年度でそういう還元の変つた形で何らかの方策をしていくべきことが大事であらうと思ひます。

それと、おっしゃっているペットボトルとかあるいは空き缶、空き瓶の袋についても、私はその関係等についてはリサイクルできる関係でございますから、袋を無償提供するというよりできれば20円くらいの半値でもして、有料化等に向けてこの13年度中に検討して、14年度にはそういう方向付けをしていったら、西谷委員のおっしゃっていただくような関係になっていくのではなからうかなと、ただ西谷委員のおっしゃるように45リットル45円、30リットルが30円、20リットルが20円と以前からいろいろと袋についても2人家族あるいは4人家族では使う量が違ふということで、大中小という形で現在分けておりますように、出来るだけ小さい袋で処理していただける方もたくさんあるわけですので、その辺十分に啓蒙しながらこのごみ袋の関係等について、1年経つた時点で自治会に入つて、そういう勉強会とかでそういう啓蒙をして、最初はごみは減量されておりますが、恐らくこの7月ぐらいから増えていくのではないだらうかと思ひます。やっぱりこれを啓蒙していかないとごみはなかなか減つてこない。そういうことを踏まえてこういう努力をやっていかなかつたら、ごみは減らないと思ひます。

一般質問でもあるいは今おっしゃつてます関係は、ごみ袋についてあるいはペットボトル、缶、ビンの無料にしている関係についても、

13年度中でいろいろご意見をいただく中で、14年度にはなんらかの形で有料にしていきたいという考えは持っております。

西谷委員

今町長が有料化するということでは言われたのですが、今の無料のものを20円にするとかということがありましたが、私は均一でどれも同じ値段でということが出来ないのかなと、それは奈良県で有料化している町村の金額は知りませんが、たまたま三田市の方とお話する機会があって、だいたい袋20枚入りで400くらいという感じなのです。だからそこも徹底してその自治会で日曜日に役員参加が当番で出て、缶とか瓶については透明と茶色とか色分けまでして運営されているのですが、そういう話を聞く中では、行政が確かに机上の論理ではそうなんですけど、実際に協力される住民の方から非難と、今町長が言われる部分としたら、また無料が有料になるのかという値上げみたいな感覚になる。そうでなくて、町長が言われるように確かに減量化していかなければならない。現実面では今見ている総合計画の中でも実績を見ていると、平成7年度の一人あたりの年間収集量が221kgから平成11年で278kgになっているということで、なかなか現実的にはそうあるべき何でしょうけど、現実の数字としてはなかなか上がらない中ではもっと住民に協力を求めていくとしたら、私は片方では町の広報でキャンペーンで一貫してごみ問題についての現状なり実情を訴えていくと共に、やはり住民にわかりやすいどの袋でも同じ値段でやりますと、それで住民の方でまだ利用できる人があったら、公民館やそういう施設にごみを持っていったら、それが無料で出来ますとか、そういう住民が協力することによって結果として、家庭の支出も減るような制度が必要ではないのかなと思うのですが。町長はまだ試行の段階ですから住民の声を聞くとおっしゃっているのですが、現に私自身が聞く中では住民の方からは相当な声が挙がっていますので、できたらこの1年と言わずこれからでもそういう住民の声を聞いて行政に反映していただくことをやってほしいと思う。

町 長

私もいろいろ会合とか出ていますけれども、袋が高いとかは現実には聞かない。やっぱり斑鳩町の場合はそういう点では進んでいますと言われる。桜井市でも40リットルで48円、50リットルで55円、だいたいその基準から考えますと、奈良県レベルからしたら私どもは委員会等で諮らせていただいて、45円で算定数字をはじいていますように、この厚生常任委員会でも議論を積み重ねて、こういう袋についても両方縛れるようにしてほしいとか、あるいは箱には入れるようにしてほしいとか言われて、2転3転袋も変えておるわけですから、私は何も住民から袋が高いとかそういうことよりも、やっぱりごみを減らしましょうという皆さん方の捉え方は、私、昨年4月から5月、6月に各自治会で不燃物の関係等について早朝6時半からと晩7時か8時頃から出させていただいた。非常に熱心なところはペットボトルのラベルを取って持ってこられた。そういう指導をしていただけの、いかに斑鳩町の場合はそういう点では環境学習会で非常に勉強していただいたということもございますし、そういう点では皆さん方守っていこうという姿勢があると思います。

私はこの関係については1年間ほどかけて議論してきたと思いますし、委員会でも何回ともそういうご異論があった中でそういう方向付けを見いだして、そういう料金設定をしたと思っておりますし、直接的には住民の声を十分に聞きながらある程度ご理解を得ながらやってきたと思っております。

西谷委員

町長はそういう声を聞いたことないと、たまたま私の周りだけなんかもしれませんが、ただ私が聞いたのは一つの特定の地域だけでなく、あちこち歩く中で同じ様な意見を聞いている。これからは是非今の現時点について行政として住民の声を率直に聞くような体制を取ってもらってしていただきたいなと思います。町長が今言われていることは相当開きがありますので、この件については是非とも住民の声を聞く場を設定していただきたいと思います。

生活環境
課長 どの袋でも均一にという声を聞いておられるということですが、なぜ資源物の袋が無料配布ということになったかということですが、これについては資源物の袋を有料で回収しますと、可燃・不燃・資源物のどの袋に入れても袋にお金がかかることになりまして、分別に対する意識というものが薄れてこようかと思えます。可燃ごみ、不燃ごみの袋の中に資源物が混入され、大幅なごみ減量につながらない可能性もございます。そのことからごみ排出者に分ければ資源物、混ぜればごみという意識をまず定着させる必要があるところから今回のごみ有料化の対象から除いたということでございます。

それと啓発関係ですが、まず出前口座というのが今年度からやっております、環境問題について我々2, 3回出向いて啓発等をさせていただいております。

西谷委員 そしたら課長の話の中で、トレイとかそういう資源ごみの袋の中でたとえば他のごみが混入しているとかそういう傾向はないですか。

環境対策
課長 たとえば前回の一般質問にもございましたが、ビニールごみの中にかなり生ごみが入っているというようなことがあって、それはなぜかと言いますと、計量関係でかなり重たいというところから中を抜けばそういったものがあるということです。そういうことからまず住民に対して、この秋から環境問題につきまして学習会というものをまた予定しております。

里川委員 電波法の改正で2011年にあたる地上放送が終了という衆議院で可決されて以来、その後の動きを知らないのですが、家電リサイクル法が成立して実施されて、その後にアナログ中止と全部デジタルにテレビの放送に替えるんだと、その2011年の時には終了だからその間にそういう動きがあると思うのですが、今の家電リサイクル法のままでこういうことが行われた場合、どういうことが予想されるのか心配な問題だと思っております。自治体としてもまだ先の話になると思

うのですが、これらについても自治体としてどういう対応をしていくのかとか、この問題に対してどういう考え方で望むのかとか、姿勢みたいなものを行政としてきちっと持っていただきたいので、担当として何かあればお聞きしたいと思います。

町 長

これは国、世界が共通の中で地球環境を守っていこうという中で、2001年の4月から家電リサイクル法、そして10年を目処に2011年から回収という期間を設定されています。BSというのはもう普及してきたのです。もうBSの関係については必ず1台は購入されていると思います。10年間の期間をおいているということはその時に集中していくと、私は地球環境を守ろうというのはまさにこれから言われているようにダイオキシンの問題は過ぎたと思います。これから紫外線の問題が大きな問題となってくる。

10年間の期間の中で必ず周知徹底されてくると、家電リサイクル法でも3月31日まで皆さん方電気屋で処理をしているのです。恐らく7月以降家電リサイクル法の不法投棄が増えてくるだろうということで、ぼちぼち新聞に出てきました。そういうことを踏まえてみんなですべて守っていかなければいけないと思っております。

里川委員

私は行政の方に認識を持って対応していただきたいということを申し上げたかったのです。

続きまして介護保険のことなんですが、先日来ケアマネージャーの関係で悲惨な事件が起こったりしていたのですが、そういった密室方にならないためにケアマネージャーを含めたサービス担当者会議というような会議を持っていると、その会議をきちんとやることによってケアマネージャーと利用者との密室関係のある程度解消できるのではないかというような専門家の意見もあるのですが、ただサービス担当者会議の状況を把握している点が全国で9件しかないというふうに聞いているのです。ですから奈良県ではケアマネージャーの事件なんかもあったことを受けて、こういった関係はどのようになっているのか

確認しておきたかったのです。

それと、介護保険のそもそもの理念というのはやっぱり在宅型介護をしていこうということが主であったのに関わらず、介護保険のサービスの利用状況を見てみますとどこでもそうですが、施設入所がほぼ予想通りの数字で利用されていると、だけども居宅サービスについては非常に予想を下回った状況であると、これは奈良県や斑鳩町だけでなく全国的な平均で数値が出ていると思うのですけれど。ましてや奈良県でも待機者数がかえって実施前より実施後の方が施設入所者の待機者も増えているという状況もあるらしいのです。実際に斑鳩町ではどうだったのか。施設入所の待機者というのはどうなっているのか私も気になっているのですが。13年3月31日現在で広域7町の分を調査したのを見ますと、特養の三室園では待機者2名となっていて、あくなみ苑では入所者が斑鳩町で今10人入所していて、それに対して待機者が14人いるような数字があるのです。その辺も受けて、介護保険がどのように本当に高齢者の方々にうまく機能されているのか、このままの運営状況で本当にいいのかということについて担当の方で状況を把握していただいているのかどうか、そしてまた今後こういう状況を把握するために厚生労働省が新しくコンピュータのソフトを開発して、市町村におろして行くんだという情報もありましたですね。市町村に厚生労働省の方が今行ったようなサービスの偏りがなかったかという調査をする。そして制度施行後から3年経ったら保険料の改定をしていく中での基本となるようなものについてのソフトを作るんだと、そして市町村におろしますということなんですが、それが新聞を見させていただく中で、5月23日で厚生労働省はこれを決めて、今月中にも市町村や広域連合に配布するという記事の書かれ方をしていたのですが、その辺のソフトについての動向について確認をしておきたいのですが。

福祉課長

1点目のケアマネージャーの件なのですが、奈良県としては実際にそういうサービス担当者会議を開いているかということですが、情報

としては聞いておりませんがケアマネジャーのネットワークグループがございます。そこらを通じてそれについては流通されるということを考えております。在宅サービスの利用は当初の予想を下回っているということですが、これについては介護保険が組織から分離されたわけですが、その時点では管理者が一旦なくなったという状況にありますけれども、新しく施設ができればどうしてもそこに入りたいということで、在宅で介護されている方についても複数で処理されるということで、広域圏では三室園でそういう状況で待機されている方がいらっしゃると思いますが、この方についても他所で申し込みをされているという状況もございますので、実際にははっきりと掴めない状況です。それと在宅で介護しておられる方のその辺の状況について町としても掴んでいかないといけないということで、この辺についてもこれからの課題ということで引き続きその辺については介護サービスが低下しないようにさせていただきたいと思っております。

それから、国におけます介護保険の分析ソフト、これについては先日国の方で6月担当者会議がございまして、その中で先日市町村の介護保険担当課長会議の中でそういう分析ソフトを使って、今まで各市町村では独自に分析をしておりましたが、共通のソフトはありませんで、それについて利用させていただきたいということであります。それから各市町村また広域圏の中で独自に介護サービス等についてのアンケートについても県の方でワーキンググループをつくりまして、認定であるとか、事務処理であるとかその辺について各市町村から担当者に出ていただきまして、それについて県の方で県下統一で介護サービスのアンケートを実施するというので進めているということですので。

里川委員　このワーキンググループの内容なんですが、市町村の対象者なども含めてということで、事務レベルでいろいろ検討していくということなんですが、市町村の担当者がみんな入ってそんな大所帯の形にならないのかなと思うので、このワーキンググループというのをどんなふ

うに立ち上げていって、どれくらいの規模で進めていくのかという具体的なことを教えていただきたいのですが。

福祉課長 これについては県の介護保険制度推進協議会の中で各保健所諸関係の課長レベルの担当会議がございます。その作業をしていただくのがワーキンググループで、このワーキンググループについては3つのグループに分かれているということで、各市町村からそれぞれ出ていただくということです。中身については事業の評価をしていただくグループ、事務処理をしていただくグループ、要介護認定にかかるということで3つのグループに分かれるわけですがけれども、各市町村の中でいずれかのグループに入っていただくということで各グループは15名から16名ぐらいで構成されております。それに県の介護保健室の方に入っていて進めていただくということで、事業評価グループについては先ほど話させていただきましたように介護サービスの利用の実態調査それらについてやっていただく、事務処理グループについては保険料の賦価徴集であるとか、コンピュータの事務処理それから介護給付の利用実績の分析とかについて進めております。要介護認定グループについては介護認定の事務とかケアマネージャーのことについて入っていただくということです。平成13年度についてはこの事業評価グループから15名から16名の中で入っていただくということで、それぞれこのグループを年度毎に替わっていただくということで進めております。3年サイクルの中でどれかのグループの中に必ず入っていただくということでございます。

西谷委員 私も大分町と見解が違いますので、ごみ袋が高いという住民がどれだけおられるかということを具体的な数字で調査していきたいと思っております。

木田委員 先ほどの町長の答弁で、ダイオキシンはある程度解決されたとおっしゃっていましたが、焼却場自体はダイオキシンだけが問題だと思

っておられたら大きな間違いであると思います。やっぱりどこでも焼却場というものに対していろいろな反対があるのは、何もダイオキシンだけでなく、そこに出入りする車であるとか、いろんな問題が発生してなかなか同意してもらえないということです。斑鳩の場合はあそこに設置されたということで当然町民もお金を払った袋やったら持っていってもらうのが当たり前だとそういうふうに思っておられるのではないかと私は地元として思っております。やはりある程度そういうことをきちっと言ってもらわないと・・・地元と同意してある焼却時間は何時から何時まで調整してあるのかお聞きしたいと思えます。

町長 私は焼却場についてはいろいろ問題があろうかと思えますけれど、ダイオキシンそのものについては一定のものが終わっております。焼却場については、地元の関係は守って行くべきものであると思えますし、お互い協議しながら安全を確保しながら運営していきたいという気持ちです。

環境対策課長 時間帯の件ですが、朝の8時30分から8時間ということでございます。

木田委員 そしたら、3月30日出火して修理して、4月13日に終了していただけますね。それ以後地元に対して時間延長、早朝からも焼却させてほしいという申し出があって、それをしておられたと思いますが、それは何時の時点で終了しているのか。

環境対策課長 5月の連休の時が終わればかなりのごみの量が減るということで、その前2回ほど日にちの調整をさせていただきました。その時点で終わっております。

木田委員 そうしたら6月11日の月曜日6時半に火がついている。それほど

ういう原因でそうなっているのですか。このときには田圃や畑にたくさん出ておられる。そんな時間になぜ付けられたのか。ごみが溜まっていて地元で了解を取っておられるのならよろしいですけど、そういうやり方をされているということについては、やはりきちっと守っていただきたいと思う。その辺徹底してもらいたい。

住民生活 我々といたしましては、その6時30分頃というのは状況が把握出来ておらないので、確認をさせていただく中で、地元との調整をさせていただいている時間帯を当然継承していかなければならないということでもありますので、調査してそのようなことのないように対応させていただきたいと思います。

木田委員 前回でも同意してもらうのに日数的にも遅れましたので、そういうことも心配されるからそういうことはきちっとしてほしいということをお願いしておきます。

町 長 やっぱりそういう地元との関係等については遵守すると、何かあれば必ず連絡するというのを職員に周知徹底して申し上げておりますので、約束事については守っていくことが一番大事であると思っております。

委員長 私の方から1点だけ伺いたいことがあるのですが、直接斑鳩町には関係しないのですが、6月12日付の新聞で見たのですが、王寺駅前整備について起工式が21日に行われるということで、2.5ヘクタールという広さで行われるわけなんですけど、その中に使用されている駐輪場が閉鎖されるわけなんですけど、その駐輪場を使用されている方は王寺町はもちろんそうなんですけど、斑鳩町の西部の方、神南や笠町ですね、その方々が駐輪場を利用されていると聞いております。それで完成するのが平成16年といますから3年掛かりで行われるということで、その間の駐輪ですね、バイク自転車等の暫定的な措置と

してどうすればいいのかお伺いしておきたいと思います。

環境対策
課長

その関係につきましては、J R王寺駅北口周辺の再開発事業につきましては承知しているところでございます。工事期間中の自転車等の駐車場の大半につきましては、王寺町に問い合わせいたしましたところ、北口周辺には現在公営1、私営4、5箇所の自転車等の駐車場が存在しており、再開発区域には私営の2箇所がございまして、これにつきましては6月末と7月の初旬に順次閉鎖を予定されているところでございます。閉鎖される自転車等を駐車場の利用者につきましては、すでにチラシ等により閉鎖の時期や受け入れ先の駐車場等の紹介をされておられますが、北口周辺の残存3箇所の自転車等駐車場では閉鎖される駐車場の利用者分の対応は不可能なところから、比較的収容可能台数に余裕がある南口の4箇所、これは全て公営でございまして、そちらの方に移動をお願いされているところでございます。

なお、再開発事業では1, 350台収容の自転車等駐車場も建設される予定をされており、工事期間中自転車等での駅利用について、駅利用者にご協力を呼びかけておられる所であります。

委員長

その他についてもこれをもって終わります。なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前10時38分)